



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月25日金曜日 第2245号

◇ 目 次 ◇

救急病院の所在地の変更.....	116
指定居宅サービス事業者の指定.....	116
指定介護予防サービス事業者の指定.....	117
指定居宅サービス事業の廃止.....	117
指定介護予防サービス事業の廃止.....	117
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	118
特定計量器の定期検査の実施.....	118
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	119
土地改良事業の工事の完了.....	119
解除予定保安林.....	119
建設業者の許可の取消し.....	119
道路の供用開始（県道大三島環状線）.....	120
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	120
道路の供用開始（県道美川川内線）.....	120

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	121
-----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第215号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり所在地の変更の届出があった。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		開 設 者 名
	変 更 前	変 更 後	
梶浦病院	松山市三番町四丁目8番地1	松山市三番町四丁目4番地5	医療法人慈愛会

○愛媛県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社メディックス	ヘルパーステーションなでしこ	愛媛県松山市高井町647番6	平成23年1月1日	訪問介護
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年1月1日	福祉用具貸与
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年1月1日	特定福祉用具販売
株式会社水星	訪問介護事業所まごの手	愛媛県松山市東本二丁目9番31号丸信ビル202号	平成23年1月6日	訪問介護
株式会社いよコスモス	訪問介護事業所いよコスモス	愛媛県伊予市尾崎9番地6	平成23年1月7日	訪問介護
株式会社ヘルシープラネット	デイサービス道後茶寮	愛媛県松山市道後町2丁目12-1CITY & FRONT 303号	平成23年1月11日	通所介護
株式会社遊季	デイサービス遊季	愛媛県松山市古川西二丁目11番24号	平成23年1月11日	通所介護
株式会社メディックス	デイサービスなでしこ	愛媛県松山市高井町647番6	平成23年1月17日	通所介護
株式会社メディックス	ショートステイなでしこ	愛媛県松山市高井町647番1	平成23年1月17日	短期入所生活介護
社会福祉法人北条福祉協会	指定短期入所生活介護事業所あやめ荘	愛媛県松山市下難波甲135番1	平成23年1月21日	短期入所生活介護
有限会社フクダ	ハッピースマイル	愛媛県伊予郡砥部町千足1番地24	平成23年1月21日	福祉用具貸与
有限会社フクダ	ハッピースマイル	愛媛県伊予郡砥部町千足1番地24	平成23年1月21日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社メディックス	ヘルパーステーションなでしこ	愛媛県松山市高井町647番6	平成23年1月1日	介護予防訪問介護
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年1月1日	介護予防福祉用具貸与
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年1月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社水星	訪問介護事業所まごの手	愛媛県松山市東本二丁目9番31号丸信ビル202号	平成23年1月6日	介護予防訪問介護
株式会社いよコスモス	訪問介護事業所いよコスモス	愛媛県伊予市尾崎9番地6	平成23年1月7日	介護予防訪問介護
株式会社ヘルシープラネット	デイサービス道後茶寮	愛媛県松山市道後町2丁目12-1 CITY & FRONT 303号	平成23年1月11日	介護予防通所介護
株式会社遊季	デイサービス遊季	愛媛県松山市古川西二丁目11番24号	平成23年1月11日	介護予防通所介護
株式会社メディックス	デイサービスなでしこ	愛媛県松山市高井町647番6	平成23年1月17日	介護予防通所介護
株式会社メディックス	ショートステイなでしこ	愛媛県松山市高井町647番1	平成23年1月17日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人北条福祉協会	指定短期入所生活介護事業所あやめ荘	愛媛県松山市下難波甲135番1	平成23年1月21日	介護予防短期入所生活介護
有限会社フクダ	ハッピースマイル	愛媛県伊予郡砥部町千足1番地24	平成23年1月21日	介護予防福祉用具貸与
有限会社フクダ	ハッピースマイル	愛媛県伊予郡砥部町千足1番地24	平成23年1月21日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人ことぶき会	ホームヘルプことぶき荘	愛媛県八幡浜市向灘229-18	平成22年12月31日	訪問介護
株式会社フルール	株式会社フルール	愛媛県松山市東野六丁目2番10号	平成23年1月1日	訪問介護

○愛媛県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人ことぶき会	ホームヘルプことぶき荘	愛媛県八幡浜市向灘229-18	平成22年12月31日	介護予防訪問介護

株式会社フルール	株式会社フルール	愛媛県松山市東野六丁目 2 番10号	平成23年 1月 1日	介護予防訪問介護
----------	----------	--------------------	-------------	----------

○愛媛県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。
平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設		辞 退 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
粉 川 洋 幸	粉川ファミリークリニック	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲86番地	平成23年 1月31日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第221号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成23年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる 特定計量器
平成23年午前10時から 5月10日正 午 まで	砥部町広田支所	砥 部 町	非自動はかり (計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。)分銅 定量おもり 定量増おもり
" 10日 午後1時30分から 午後3時30分まで	砥部町商工会館		
" 11日 午前10時から 午後3時 まで	砥部町中央公民館		
" 16日 午前11時から 午後2時 まで	新宮公民館	四 国 中 央 市	
" 17日 午前10時30分から 午前11時30分まで	金田公民館		
" 17日 午後1時から 午後3時 まで	上分公民館		
" 18日 午前10時30分から 午後3時 まで	四国中央市川之江庁舎		
" 19日 午前10時30分から 午後3時 まで	四国中央市民会館 川之江会館		
" 20日 午前10時30分から 午後3時 まで	土居文化会館		
" 23日 午前10時30分から 午後3時 まで	寒川公民館	久 万 高 原 町	
" 24日 午前10時30分から 午前11時30分まで	中之庄公民館		
" 24日 午後1時から 午後3時 まで	三島公民館		
" 25日 午前10時30分から 午後3時 まで	四国中央市民会館 三島会館		
6月1日 午前10時から 午前11時 まで	松山市農協 父二峰支所		
" 1日 午後1時から 午後2時 まで	久万高原町公民館 下畑野川分館		
" 1日 午後2時30分から 午後3時30分まで	直瀬住民センター		
" 2日 午前10時30分から 午前11時30分まで	ふるさと創造の館 こかげ		
" 2日 午後1時30分から 午後3時30分まで	面河住民センター		
" 3日 午前10時30分から 午後2時 まで	農村環境改善セン ター		
" 6日 午前10時から 午後3時 まで	久万高原町役場		

" 7日 午前10時から 午後2時 まで	松前町東公民館	松 前 町
" 8日 午前10時から 午後2時 まで	松前町北公民館	
" 9日 午前10時から 午後2時 まで	松前町西公民館	
" 10日 午前10時から 午後3時 まで	松前町役場	
" 13日 午前10時から 午後3時 まで	中山農産物選果場	伊 予 市
" 14日 午前10時から 午後3時 まで	伊予市 双海地域事務所	
" 15日 午前10時 正 午 まで	下灘コミュニテ ィセンター	
" 15日 午後1時30分から 午後2時30分まで	大平地区公民館	
" 16日 午前10時から 午前11時30分まで	上野地区公民館	
" 16日 午後1時から 午後3時 まで	中村地区公民館	
" 17日 午前10時から 午後3時 まで	中央公民館	
" 20日 午前10時から 午後3時 まで	東温市川内公民館	
" 21日 午前10時から 午後3時 まで	東温市役所 (本庁車庫)	
" 22日 午前10時から 午後3時 まで	東温市役所 (本庁車庫)	
9月1日 午前10時30分から 正 午 まで	中川公民館	東 温 市
" 1日 午後1時30分から 午後3時 まで	田野公民館	
" 2日 午前10時から 午後3時 まで	西条市 丹原総合支所	
" 5日 午前10時30分から 午前11時30分まで	国安公民館	
" 5日 午後1時から 午後3時 まで	三芳公民館	
" 6日 午前10時30分から 正 午 まで	吉岡公民館	
" 6日 午後1時30分から 午後3時 まで	周布公民館	
" 7日 午前10時から 午後3時 まで	壬生川公民館	
" 8日 午前10時 正 午 まで	周桑農協 石根支所	
" 9日 午前10時30分から 午後3時 まで	西条市 小松総合支所	
" 12日 午前10時30分から 正 午 まで	西条市農協 氷見支所	
" 12日 午後1時30分から 午後3時 まで	西条市農協 橘支所	
" 13日 午前10時30分から 午後3時 まで	西条市農協 大町支所	
" 14日 午前10時30分から 正 午 まで	西条市農協 神戸支所	

" 14日 午後 1 時30分から 午後 3 時 まで	西条市農協 飯岡支所		" 5日 午前 9 時 から 午前11時30分まで	生名島開発総合セ ンター	上 島 町
" 15日 午前10時 から 午後 3 時 まで	西条市農協 中央支所		" 5日 午後 1 時 から 午後 4 時 まで	上島町役場	
10月 4 日 午後 0 時25分から 午後 0 時55分まで	魚島開発センター		" 6日 午前10時 から 正 午 まで	岩城生活文化セン ター	

○愛媛県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ケースデンキ東予店	西条市周布697番1外	大規模小売店舗の名称	ケースデンキ東予パ ワフル館	ケースデンキ東予店	平成22年 11月25日	平成23年 2月8日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エ ス 代表取締役 大坂 靖彦	株式会社ビッグ・エ ス 代表取締役 大坂 尚登	平成21年 6月4日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第223号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ほ場整備事業	菊川地区	平成10年 3月20日

第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

西宇和郡伊方町塩成字振峯乙210の4、乙211の5、乙212の3、字向山乙1037の3、川之浜字コアシロ2401の3、2401の4

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第224号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

○愛媛県告示第225号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 18) 第 6609 号	平成 19 年 2 月 6 日	(株) シ ア テ ッ ク	毛 利 秀 俊	新 居 浜 市 新 田 町 3 - 1 - 39	平成 23 年 1 月 17 日	電 気 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 20) 第 16295 号	平成 20 年 5 月 21 日	大 和 金 物 店	松 岡 幸 子	今 治 市 別 宮 町 7 - 2 - 77	平成 23 年 1 月 25 日	建 築 工 事 業、板 金 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 18) 第 12320 号	平成 18 年 8 月 11 日	菅 テ レ ビ 電 機	菅 文 章	今 治 市 大 三 島 町 宗 方 1465	平成 23 年 1 月 28 日	電 気 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 20) 第 16432 号	平成 21 年 2 月 16 日	雅 家 建 築	渡 部 雅 樹	今 治 市 東 村 3 - 3 - 11	平成 23 年 1 月 31 日	建 築 工 事 業、大 工 工 事 業 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (法 人 成 り)

○愛媛県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町肥海2386番1から 同町肥海1845番2まで	平成23年2月25日

○愛媛県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年2月25日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第63号 平成23年2月15日	伊予郡松前町大字中川原字樋本1051番7	松山市古川南3丁目15番16号 橋 本 徹

○愛媛県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年2月25日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第64号 平成23年2月16日	東温市志津川字小窪甲1579番3、甲1580番2	松山市東垣生町497番地 株式会社ハッピーファーマシー

○愛媛県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2155番 5 から 同町直瀬乙2159番 3 まで	平成23年 2月25日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年 2月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,198,407
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,969
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,402

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,184	14,728
南 宇 和 郡	21,509	7,170
松山市・上浮穴郡	428,989	138,165
今 治 市・越智郡	148,881	49,627
宇和島市・北宇和郡	85,978	28,660
八幡浜市・西宇和郡	43,108	14,370
新 居 浜 市	102,540	34,180
西 条 市	93,693	31,231
大 洲 市・喜多郡	55,742	18,581
伊 予 市	32,517	10,839
四 国 中 央 市	76,207	25,403
西 予 市	36,705	12,235
東 温 市	28,354	9,452